

富山市入札公告第 26 号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 23 年富山市入札公告第 130 号）による。

令和 4 年 5 月 9 日

富山市長 藤 井 裕 久

工 事 名		安田城跡再整備工事
工 事 場 所		富山市婦中町安田地内
工 事 完 成 期 限		令和 5 年 2 月 28 日
工 事 概 要		安田城跡 土工 N = 1 式 天日乾燥準備仮設工 N = 1 式 浚渫仮設工 N = 1 式 堀護岸改修工 N = 1 式 植栽整備工 N = 1 式 構造物撤去工 N = 1 式
予 定 価 格		46,200,000 円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)
審 査 基 準 日		入札参加資格の審査は、令和 4 年 5 月 20 日時点の事実をもって行うものとする。
入 札 参 加 資	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	土木
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された土木工事の総合点数が 1,070 点以上であること。
	施 工 実 績	平成 19 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の土木一式工

格		事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。
	配置技術者	1 1級土木施工管理技士と同等の資格を有する者（以下「1級土木施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。 2 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。 3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けられる場合は、この限りでない。 4 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認める。
	調査基準	1 契約金額が3,500万円未満の場合

	価格を下回る価格で契約を締結する場合の配置技術者	1 級土木施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。 2 契約金額が 3, 500 万円以上の場合 1 級土木施工管理技士等を専任で 2 名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用及び特例監理技術者の配置については認めない。
	その他	4, 000 万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、土木一式工事について特定建設業の許可を受けていること。
入札及び契約を担当する課		富山市財務部契約課
契約条項等の閲覧期間		令和 4 年 5 月 9 日から同月 20 日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間		令和 4 年 5 月 9 日から同月 16 日まで
質問に対する回答期限		令和 4 年 5 月 18 日
入札の方法		富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時		令和 4 年 5 月 20 日午後 5 時 00 分
開札日時及び場所		令和 4 年 5 月 24 日午前 9 時 30 分から 富山市役所東館 4 階入札室
調査基準価格		有 (失格基準を適用する。)
工事代金支払条件		前金払 有 部分払 有